

「高齢者みまもりサービス事業」

をご利用ください！

サービス内容

① 火災センサー、ガス漏れセンサー、ペンダント式通報装置を貸与します

火災センサー、ガス漏れセンサーは、異常をキャッチすると、自動的にコールセンターに通報します。その後、必要に応じて「駆けつけ員」が利用者の自宅を訪問し、安全を確認します。

ペンダント式通報装置は、ボタンを押すと、前述の対応のほか、必要に応じて救急車を手配します。



▲ペンダント式通報装置

② コールセンターには、24時間365日、看護師、保健師などが常駐しています。健康などに不安がある場合も相談に応じます

ひとり暮らしで、もしものことがあったら…

子どもと同居しているが、日中はひとりになってしまう…



市は、このような高齢者の生活不安を解消するため、在宅の高齢者を対象にした福祉サービスを提供しています。

対象

在宅で生活している65歳以上の人

利用料

●ひとり暮らし、または、ひとり暮らしに準ずる世帯(※)は、1か月617円(ただし、市・県民税非課税世帯は無料)

※ひとり暮らしに準ずる世帯とは、65歳以上の人と、寝たきりや認知症の高齢者、重度障害者、または18歳未満の子のみで構成される世帯。

●右記に該当しない高齢者を含む世帯は、1か月1231円

申し込み

直接、高齢者介護支援課へ
※申請の際に、親族1人以上を含む3人の緊急連絡先が必要です。

「在宅高齢者実態調査」

にご協力をお願いします！



市は、毎年7月1日を基準日として、高齢者のみの世帯などを対象に、世帯状況の調査を行っています。

対象

① ひとり暮らし

満70歳以上のひとり暮らしの人

② 高齢者世帯(高齢者のみの世帯)

満70歳以上の高齢者のみで構成される世帯

③ 高齢者世帯に準ずる世帯

満70歳以上の高齢者と、重度障害者や18歳未満の子のみで構成される世帯

④ 一般世帯の寝たきり・認知症高齢者

①～③以外で一般世帯(70歳未満の人を含む世帯)に属する寝たきりまたは認知症の高齢者

⑤ その他

①～④以外で、一般世帯に属する高齢者のうち、特に見守りが必要と思われる高齢者

調査方法

お近くの民生委員児童委員が訪問し聞き取り調査を行います。

調査内容

身体状況や健康状態、日常生活で困っていることなどをお聞きします。

調査結果を生かします

調査を通して、支援を必要としている人を確実に把握し、地域包括支援センター職員による訪問・見守りや、在宅福祉サービス・介護保険サービスの利用につなげます。

また、調査結果は、「災害時要援護者名簿」の作成や、火災予防運動の際の「防火診断対象者」の把握に活用します。